



① 対象となる方

児童手当の申請者は、中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している保護者のうち、主たる生計の中心者(恒常的に所得の高い方など)です。

児童手当は申請しないと受給できません。お子さんが生まれた方や、中野区に転入された方は、新たに手続きが必要です。(公務員の方は、原則としてそれぞれの勤務先での申請になりますが、所属で必ずご確認ください。)

② 手当額(月額)

- ★0歳～3歳未満……一律 15,000 円
 - ★3歳～小学校修了前 第1子・第2子…10,000 円 ※第3子以降…15,000 円
 - ★中学生……………一律 10,000 円
 - ★所得制限額以上 年齢関係なし…一律 5,000 円
- ※養育している18歳以下のお子さんのうち第3子以降

③ 所得制限について ★住民税の申告内容を基準として判定します。

1月～5月受給分までは前々年の所得、6月受給分から前年の所得で判定します。

【児童手当所得限度額表】

税法上の扶養人数	所得限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
以降、扶養1人につき	38万円加算

その他、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき 6万円を限度額に加算します。

④ 支給について

支給は、申請月の翌月分からとなります。ただし、出生・転入による申請は、申請日が誕生日・転出予定日(転出届に記載の異動日)の翌日から15日以内の場合、誕生日・転出予定日の属する月の翌月分から支給します。

支払月は6月・10月・2月、それぞれ12日(土日祝日の場合はその前の平日)です。支払月の前月分までをお届けの口座に振り込みます。

⑤ 手続きに必要なもの ※下記イ～カのご用意がなくても申請ができます。請求書以外の書類は後日提出でも結構です。

- ア 児童手当・特例給付認定請求書
申請窓口にあります。中野区のホームページからダウンロードもできます。
- イ 申請者名義の口座番号が分かるもの(公金の振り込めない金融機関は不可)
- ウ 個人番号がわかるもの(通知カード等) + 本人確認書類(免許証・保険証等)
- エ 印鑑(朱肉を使用するもの)
- オ 申請者の健康保険証の写しまたは厚生・共済年金加入証明書
★対象児童の保険証の写しは不要です。(子ども医療証の交付申請には必要)
★厚生・共済年金に加入の方は上記【オ】のいずれかを添付してください。
★国民健康保険組合加入者(全国土木建築国民健康保険組合加入者を除く)で、厚生年金に加入の方は、年金加入証明書が必要です。
★国民年金加入者と年金未加入の方は上記【オ】の提出は必要ありません。
- カ 申請者及び配偶者の所得情報
★各年1月1日時点で住民登録のあった自治体にマイナンバーで情報照会させていただきます(1月1日に住民登録のあった市区町村を必ずご記入ください)。
※郵送で申請することもできます。申請受理日は請求書が区役所に到着した日です。
※その他、お子さんと別居等、ご事情により別途書類が必要となる場合があります。

⑥ その他

- I お子さんが増えた時は増額の届出が必要となります。
対象となるお子さんが増えた方は、額改定認定請求書を提出してください。増額についても申請しないと受給できません。
●窓口申請 印鑑(朱肉を使用するもの)をご持参ください。
●郵送申請 事前に、額改定認定請求書を申請窓口でお求めください。
または、中野区のホームページからダウンロードしてください。
※申請受理日は請求書が区役所に到着した日です。
- II 現況届について
児童手当を受給されますと、毎年6月1日～30日の間に年度の更新の手続きが必要です。対象者へは、毎年6月に届出書類を送付します。

⑦ 新規・額改定申請窓口

子ども総合相談窓口(区役所3階11番)、各地域事務所(南中野・東部・江古田・野方・鷺宮)、すこやか福祉センター(南部、中部、北部、鷺宮)

【問合せ(提出)先】

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所 子ども教育部
子育て窓口 TEL 03-3228-5484

児童手当以外の諸手当については、裏面をご覧ください



各種手当のご案内

児童手当以外にも以下の手当があります。家庭状況により受給できる場合があります。

以下の制度概要をご覧ください、手続きについてはご相談ください。

ひとり親家庭・母または父に重度の障害がある家庭の方に

離婚、死別、未婚等の事情で母子（父子）家庭の方もしくは、父または母に重度の障害がある家庭の方に以下の手当制度があります。それぞれ、所得制限があります。

※事実婚（異性と同居等）状態が認められるときは、父子家庭・母子家庭と認定できない場合があります。

※児童が施設入所の場合は対象になりません。

☆児童育成手当（区制度）

対象 18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童

手当月額 児童1人につき 13,500円

☆児童扶養手当（国制度）

対象 18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童（中度—愛の手帳1・2・3度程度、身体障害者手帳1・2・3級程度以上の障害のある児童の場合は20歳未満）

手当月額 児童1人の場合 42,910～10,120円（所得額による）
(2019年度) 児童2人の場合 10,140～5,070円加算（ " ）
児童3人目以降1人につき 6,080～3,040円加算（ " ）

障害のある児童を養育している方に

障害のある児童を養育している方に、以下の手当制度があります。

☆児童育成手当（障害手当）

対象 20歳未満で障害があり、その程度が要件に該当する児童

手当月額 児童1人につき 15,500円

☆特別児童扶養手当

対象 20歳未満で障害があり、その程度が要件に該当する児童

手当月額 児童1人につき 1級認定52,200円 2級認定34,770円
(2019年度)

児童育成手当	特別児童扶養手当
・「愛の手帳」1・2・3度程度 ・「身体障害者手帳」1・2級程度 ・脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童 (児童が施設入所の場合は対象になりません)	・「愛の手帳」1・2・3度程度 ・「身体障害者手帳」1・2・3級程度の児童 ・同程度の「内部障害」「精神障害」がある児童 (児童が施設入所または公的年金受給者の場合は対象になりません)

※ 詳しくは、担当までご相談ください。

☆ 以上の手当の申請や相談は、区役所3階の子ども総合相談窓口までお越しください。

(各地域事務所・各すこやか福祉センターでは、手続きできません。)

各手当には所得制限があります。また、受給要件により持参していただく書類が異なります

ので、事前にお問い合わせください。

児童手当以外の手当担当 TEL 3228-8952

令和元.5.1 作成